新規・再

## 登 録 申 請 書

令和6年3月6日

大阪府知事 様

住 所 大阪市中央区谷町〇丁目〇番〇号

代表者の住所 ××市××町×丁目×番×号

フリガナ 75 a f p p f 大郎 代表者の氏名 代表取締役 府庁 太郎

建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2第1項の 登録を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

事業の区分	建築物飲料水貯水槽清掃業
フ リ ガ ナ 営 業 所 の 名 称	オオサカフチョウサンギョウカブシキガイシャ オオテマエエイギョウショ 大阪府庁産業株式会社 大手前営業所
営業所の所在地 (電話番号)	大阪市中央区谷町〇丁目〇番〇号 (××-×××-×××)
フ リ ガ ナ 営業所の責任者の氏名	フチョウ タロウ 府庁 太郎

## 納付確認書貼付欄

以下①~③の納付により発行された納付確認書を、この枠内に、のりで貼付してください。

①府指定金融機関で納付された方は、納付後に発行された「大阪府手数料納付済証(大阪府行政事務申請手続用)」をここに貼付してください。

または、

- ②コンビニで納付された方は、納付後に発行された 「大阪府手数料納付済証」をここに貼付してくだ さい。
  - (※一部のコンビニでは、領収書(お客様控え)のみ発行されます。その場合、領収書をコピーし、 領収書のコピーをここに貼付してください。)

または、

③大阪府手数料納付窓口(大阪府庁本館、大阪府庁別館、咲洲庁舎)で納付された方は、収納確認が印字された「大阪府手数料(POS)納付用連絡票」をここに貼付してください。

(1) 貯水槽清掃作業監督者名簿					
フリガナ	業務範囲	経験	資格の種類	番号	講習会修了証書
監督者氏名		年数			有効期限
エイセイ イーオ					
衛生 E男	○○地域担当	8年	貯水槽清掃作業監督者	貯第 1111 号	令和11年3年15日
					年 月 日
					年 月 日
					年 月 日
					年 月 日
					年 月 日
					年 月 日

書式以外の添付書類:①又は②のいずれか

- ①貯水槽清掃作業監督者講習会(又は再講習会)修了証書の写し(照合のため原本持参のこと)
- ②建築物環境衛生管理技術者免状の写し (照合のため原本持参のこと) ただし、初回登録時のみ有効

(2)研修実施状況(計画)				
(自 令和	6年3月6日 · 至 令和7年	3月5日)	令和 6 年 3 月 6 日現在	
研修の期日	研修の内容	指導者の氏名及び資格 (使用テキスト名)	対象従事者数参加従事者数	
令和6年4月25日	建築物の環境衛生行政 60分	環境 E男(監督者)	6 名	
	貯水槽の清掃方法 90分	(公益社団法人全国ビルメンテ		
	貯水槽の塗装方法 60分	ナンス協会テキスト使用)		
	貯水槽の消毒方法 (貯湯槽含む)			
	60分			
	安全及び衛生 60分			
	作業従事者の責任と任務 30分			
	給水設備と機器 60分			
1				
上記の研修については本団体の指導により行われた(行われる)ものである。   登録団体   介表				
の証明欄	年 月 日 (登録団体名) (代表者指名)		印	

<sup>※</sup> 初回登録は、申請日から1年間の貯水槽清掃作業従事者研修の計画を記入する。 再登録の場合は、過去1年間の研修実施状況を記入する。

(3)作業班	編成
作 業 班 名	監督者氏名 使用する機械器具
○○地域班	衛生 E男 揚水ポンプ 高圧洗浄機 残水処理機
	換気ファン 防水型照明器具 濁度計 色度計
	残留塩素測定器 その他

## (4) 作 業 手 順 等

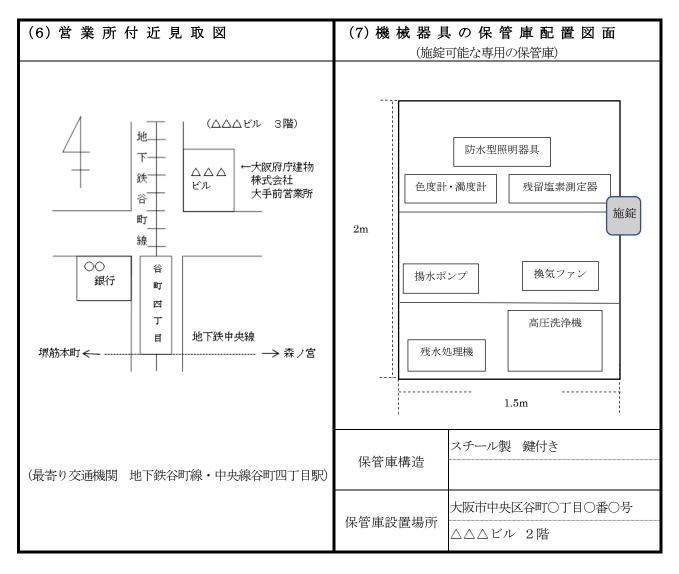
作業手順等のうち主な事項については以下のとおり。

- 1 貯水槽の清掃作業に用いる機械器具その他の設備について、定期に点検し、必要に応じ、整備又は修理を行う。
- 2 貯水槽内に持ち込む機械器具は入槽前に水洗いし、次亜塩素酸ナトリウムにより消毒する。また、清掃作業で着用する作業衣等は、次亜塩素酸ナトリウム等により消毒する。
- 3 受水槽の清掃を行った後、高置水槽、圧力水槽等の清掃を行う。
- 4 貯水槽内の沈でん物質及び浮遊物質並びに壁面等に付着した物質を洗浄等により除去し、洗浄を行った場合は、用いた水を完全に排除するとともに、貯水槽周辺の清掃を行う。
- 5 貯水槽の清掃終了後、塩素剤を用いて2回以上貯水槽内の消毒を行い、消毒終了後は、消毒に用いた塩素剤を完全に排除するとともに、貯水槽内に立ち入らない。
- 6 貯水槽の水張り終了後、残留塩素の含有率・色度・濁度・臭気・味について、給水栓及び貯水槽内の水の検査を 行い、貯水槽清掃業の登録基準のその他の要件として厚生労働省が定める基準(後述)を満たしていることを確認 する。基準を満たしていない場合は、その原因を調査し、必要な措置を講ずる。

厚生労働省が定める基準 ○残留塩素の含有率 (遊離残留塩素の場合は0.2mg/1以上。結合残留塩素の場合は1.5mg / L以上。) ○色度 (5度以下) ○濁度 (2度以下) ○臭気 (異常でないこと) ○味 (異常でないこと)

- 7 作業前後の写真を添付する等作業の状況、設備等の状態、水質検査結果について報告書を2部作成し、1部を依頼者に渡し1部は自社で5年間保存する。
- 8 従事者については6ヶ月に1度、○○市保健所にて検便検査を行う。(検査項目 赤痢菌、腸チフス菌、パラチフス菌、〇-157等)
- 9 保管庫の管理責任者 衛生E男

(5) 設備機器名簿 令和6年3月6日現在				
名称	型    式	数 量	購入年月日	
揚水ポンプ	LB3-480型 ○×工業所	2	令和2年10月1日	
高 圧 洗 浄 機	JE1030 ○×製作所	1	令和2年10月1日	
残 水 処 理 機	50ES6. 4S型 ○×工業所	2	令和2年10月1日	
換気ファン	SF-10型 ○×電機	1	令和2年10月1日	
防水型照明器具	HI-LIGHT10 ○×電機	2	令和2年10月1日	
色 度 計	10-S ××計器	1	令和3年4月1日	
濁 度 計	D-104 ××計器	1	令和3年4月1日	
残留塩素測定器	DPDテスターS型 △△科学	3	令和3年10月1日	



登録を受けている他事業の登録番号					
大阪府	第	号	大阪府	第	号
大阪府	第	号	大阪府	第	号

(8) 設備機器の維持管理の方法				
自社管理設備機器名称	委託管理設備機器名称	委託先名称		
揚水ポンプ				
高圧洗浄機				
換 気 ファ ン				
残 水 処 理 機				
防水型照明器具				
色 度 計				
濁 度 計				
残留塩素測定器				
自社管理の概要	委託管理の概要			
1 取扱説明書に従い定期的に保守点検を行う。				
2作業前に作動状況を確認し、作業後に整備清掃				
及び保管庫の整理を行う。				
3消耗部品については適宜交換する。				

## (9) 業務を委託する際の手順及び委託した業務の実施状況の把握方法

- 1 作業及び使用機器の維持管理は原則として自社で行うが、他の者に委託する場合においては以下により対応する。
- 2 受託者が使用する機器が登録基準の物的要件を満たしていることを確認する。
- 3 受託者の氏名、委託する業務の範囲及び期間を建築物維持管理権原者に対して予め通知する。
- 4 業務の実施計画及び実施状況を受託者からそれぞれ報告させるとともに現場確認を行う等、業務の方法が登録基準のその他の要件を満たしていることを把握する。

